

議案第9号

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年3月2日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、替地地内に整備した替地もりもり広場を平成24年4月1日から大口町児童厚生施設等（遊園地）として供用開始することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（平成11年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表児童遊園の部秋田児童遊園の項中「154番地の1」を「154番地1」に改め、同部秋田南児童遊園の項中「233番地の1」を「233番地1」に改め、遊園地の部秋田東児童遊園の項中「155番地の6」を「155番地6」に改め、同項の次に次のように加える。

替地もりもり広場	大口町替地二丁目187番地
----------	---------------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
種類	施設名	位置	種類	施設名	位置
児童館	略	略	児童館	略	略
児童遊園	秋田児童遊園	大口町伝右一丁目154番地1	児童遊園	秋田児童遊園	大口町伝右一丁目154番地の1
	秋田南児童遊園	大口町秋田三丁目233番地1		秋田南児童遊園	大口町秋田三丁目233番地の1
	略	略		略	略
遊園地	秋田東児童遊園	大口町秋田三丁目155番地6	遊園地	秋田東児童遊園	大口町秋田三丁目155番地の6
	替地もりもり広場	大口町替地二丁目187番地		略	略
	略	略			

改正要旨

1 改正の目的

替地地内に整備した替地もりもり広場を平成24年4月1日から大口町児童厚生施設等（遊園地）として供用開始できるように位置づけるものです。

2 改正概要

別表関係

替地地内に整備した替地もりもり広場を大口町児童厚生施設等（遊園地）に位置づけるものです。